

Chapter 1 共通条件の入力

1. 基本情報入力シート

様式 0『基本情報入力シート』には、届け出を行う建築物の所在地、地域区分、建物規模（階数、面積）等に関する情報を入力する。

(1). 基本情報入力シートの様式

様式 0『基本情報入力シート』を図 1-1-1 に示す。このシートは Ver.1 から変更はない。

様式 0. 基本情報入力シート

①	シート作成月日	年 月 日			
②	入力責任者				
③	建物の名称				
④	建築物所在地	都道府県		市区町村	
⑤	省エネ基準地域区分				
⑥	構造				
⑦	階数	地上		地下	
⑧	敷地面積 [㎡]				
⑨	建築面積 [㎡]				
⑩	延べ面積 [㎡]				
⑪	年間日射地域区分				
⑫	「他人から供給された熱」 の一次エネルギー換算 値				

図 1-1-1 様式 0『基本情報入力シート』

(2)．基本情報入力シートの入力項目と入力方法

様式 0『基本情報入力シート』の入力項目と入力方法を次に示す。なお、各項目名の前にある丸数字は、図 1-1-1 の最左部にある丸数字と対応している。

①②：シート作成月日、入力責任者

- ・ 作成した年月日、作成した責任者名を入力する。

③：建物名称

- ・ 確認申請時の建物名称を入力する。

④：建物所在地

- ・ 建物の所在地（都道府県、市区町村、町名番地）を入力する。

⑤：地域区分

- ・ 日本全体を 8 つの地域（1～8 地域）に分類し、地域毎に判断基準値や一次エネルギー消費量計算に使用する気象データ等が用意されている。この地域区分は「住宅事業建築主の判断基準」及び「平成 25 年省エネルギー基準」と同じ地域区分であるが、従来の建築物の省エネルギー基準（平成 11 年基準）の地域区分とは異なるので注意が必要である。
- ・ 地域区分と都道府県を表 1-1-1 に示す。実際には市区町村レベルで詳細に区分されているため、平成 28 年省エネルギー基準の告示 別表第 10（<http://www.mlit.go.jp/common/001118363.pdf>）を参照して、建物の所在地から該当する地域区分を選択すること。

表 1-1-1 都道府県と地域区分の関係

地域区分	都道府県名
1 地域 2 地域	北海道
3 地域	青森県、岩手県、秋田県
4 地域	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5 地域 6 地域	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7 地域	宮崎県、鹿児島県
8 地域	沖縄県

⑥⑦⑧⑨⑩：構造、階数、敷地面積、建築面積、延べ面積

- ・ 確認申請時の情報を入力する。
- ・ 「構造」は文字列で入力し、「鉄骨鉄筋コンクリート造」や「SRC 造」のように入力する。
- ・ 「階数」、「敷地面積」、「建築面積」、「延べ面積」は数値で入力する。
- ・ 延べ面積は建物全体の床面積であり、後述する各設備の一次エネルギー消費量計算対象室の床面積合計とは異なる。（延べ面積には設備が設置されていない室の面積が含まれる）
- ・ これらの情報は一次エネルギー消費量の計算には使われない。

⑪：年間日射地域区分

- ・ 太陽光発電設備を評価する場合のみ、年間日射地域区分を調べて入力する。
- ・ 年間日射地域区分の詳細は、国立研究開発法人建築研究所ホームページ（<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>）で公開されている「年間日射地域区分および暖房期日射地域区分（ZIP 約 26KB）」に記されている。

⑫：「他人から供給された熱」の一次エネルギー換算係数

- ・ 空気調和設備の評価において、熱源機種「他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）」を選択する場合のみ、他人から供給された熱の一次エネルギー換算係数を入力する。
- ・ 後述のとおり、「他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）」の一次エネルギー換算係数については、省エネルギー基準の告示別表第 1 において表 1-3-1 のように規定されており、算出の根拠を明確に示すことができれば、任意の換算係数を使用してもよいとされている。

なお、これらの情報（③、⑤、⑪、⑫）は、一次エネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）の画面上でも入力することができる。入力シートと画面上の入力で入力された情報が異なる場合は、画面上で入力された値を優先することとしている。

2. 室仕様入力シート

様式 1（共通条件）『室仕様入力シート』には、設計図（意匠図、各設備図）より、省エネルギー基準において計算対象となる室（「空調」「換気」「照明」「給湯」設備によるサービスが提供される空間）を拾い出し、各室の室用途や床面積等に関する情報を入力する。本シートに入力された室の情報は、全ての設備の計算において共通で利用することになるため、慎重に入力する必要がある。

本シートには室の情報を入力するが、どの空間を 1 つの室とするかには注意が必要である。特に次のことに留意して室を区分する必要がある。

- ・ ある空間が内壁等によって区切られている場合は、別々の室として定義することを原則とする。内壁をまたいで 1 つの室とすることはできない。
- ・ ある空間が複数の空調機により空調される場合は、空間を分割し、同一の空調機で空調される空間を 1 つの室と定義する。（空調の計算については、後述する「様式 2-1（空調）『空調ゾーン入力シート』」にて、複数の室を一つの空調ゾーンとして定義することが可能である。ただし、1 つの室を複数のゾーンに分割することはできないため、分割する必要がある場合は予め室を分けておかねばいけない。）
- ・ 空調ゾーン、換気区画、照明区画等を考慮して、それぞれ最小の区画が 1 つの室となるように室を定義する。例えば、隣接する 2 つの空間について、必要とされる換気量が異なる場合、または必要とされる照度が異なる場合は、空間を分割して 2 つの室として入力する。

なお、給湯計算対象室とは、「給湯設備を利用する可能性がある人が存在する居室」と定義しており、給湯機器が設置される室ではないことに注意が必要である。

Ver.2 では、この室仕様入力シートの情報を使って、その他エネルギー消費量（OA 機器等によるエネルギー消費量）が算出される。

(1). 室仕様入力シートの様式

様式 1（共通条件）『室仕様入力シート』の様式を図 1-2-1 に示す。このシートは Ver.1 から変更はない。

様式 1. (共通)室仕様入力シート

①	①	②	②	③	④	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	⑧
階	室名	建物用途 (選択)	室用途 (選択)	室面積 [m]	階高 [m]	天井高 [m]	空調計 算対象 室 (選択)	換気計 算対象 室 (選択)	照明計 算対象 室 (選択)	給湯計 算対象 室 (選択)	モデル建物	備考

図 1-2-1 様式 1（共通条件）『室仕様入力シート』

(2). 室仕様入力シートの入力項目と入力方法

様式 1（共通条件）『室仕様入力シート』の入力項目と入力方法を次に示す。なお、各入力項目の前にある丸数字は、図 1-2-1「様式 1（共通条件）『室仕様入力シート』の様式」の最上部にある丸数字と対応している。

①：階、室名

- 各室が存在する階と、室の名称を文字列で入力する。エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）では、階と室名の組み合わせで室を識別しており、全設備の計算において共通で使われる重要な情報である。
- 「階」については、例えば半角文字で「1F」のように入力する。
 - ◆ 地下階の入力例：「B1F」、「B2F」
 - ◆ 中二階の入力例：「M2F」
 - ◆ 屋上階の入力例：「RF」
- 複数階にまたがる室については、一番下の階を代表として入力する。
- 「室名」については、任意の文字列を入力する。ただし、次の点に留意する。
 - 同一の階に同じ室名の室が存在すると室の識別ができなくなるため、同一階では室名の重複がないように入力する。
 - ◆ 同一階に倉庫が 3 室ある場合の例
「倉庫 1」、「倉庫 2」、「倉庫 3」、あるいは「倉庫北」、「倉庫中央」、「倉庫南」のように、各倉庫に固有の名称をつける。
 - 室名にコンマ「,」（全角、半角とも）は使用しないこと。
 - 文字数の制限はないが、明快で簡潔な室名とすることを推奨する。

②：建物用途、室用途

- ・ 建物用途と室用途の選択肢を表 1-2-1「建物用途・室用途の一覧（事務所等）」～表 1-2-8「建物用途・室用途の一覧（工場等）」に示す。なお、建物用途名は室用途のグルーピング（分類）のためだけに用いられており、建物用途に縛られずに室用途を自由に選択して問題はない。つまり、同一建物で、異なる建物用途に属する室用途を同時に選択しても問題はない。
- ・ 建物用途の選択肢は、「事務所等」「ホテル等」「病院等」「物品販売業を営む店舗等（物販店舗等）」「学校等」「飲食店等」「集会所等」「工場等」の8用途である。ここで、「工場等」の室用途は2つしか用意されていないため、これらの室用途に合致しない使われ方をする室については、その室の使われ方を吟味して他の建物用途から近い室用途を選択して評価を行う。例えば、「工場等」に属する建築物のうち、事務職員が駐在する室があれば、事務所等・事務室を選択して評価を行う。
- ・ 室用途の選択については、次のことに留意すること。
 - 各室用途について、その使われ方が細かく定義されている（これを標準室使用条件と呼ぶ。空調時間、内部発熱量、新鮮外気導入量、換気運転時間、基準設定換気回数、照明点灯時間、基準設定照度、給湯日数、基準設定給湯量などが時々刻々365日分決められている）。室用途名称はあくまで代表的な室の名称を表しているにすぎないので、名称だけではなく各室用途の室使用条件と設計した室の想定条件とを照らし合わせて、適切な室用途を選択すること。
 - 各室用途について、一次エネルギー消費量の計算が可能な設備が予め決められている。例えば、「事務所等」の「事務室」は空調、照明、給湯の計算は可能（これらの計算のための諸条件が定義されている）だが、換気は計算ができない（一般に、事務室には排熱、除湿、脱臭を目的とした送風機は設置されないため）。設計した室に存在する設備が計算可能な室用途を選択すること。ただし、選択した室用途で計算可能な設備が、必ず設計した室に存在する必要はない（例えば、「事務所等」の「更衣室又は倉庫」については空調の計算が可能であるが、設計した建物の更衣室が非空調室である場合は、⑥空調計算対象室に「■」を入力しなければ「更衣室又は倉庫」の室用途を選択しても空調のエネルギー消費量は基準値にも設計値にもカウントされない）。
- ・ 共同住宅共用部の計算を行う場合は、表 1-2-9「建物用途・室用途の一覧（共同住宅共用部）」から室用途を選択する。ただし、室の使われ等を鑑み、非住宅建築物の室用途（表 1-2-1 から表 1-2-8 に示す用途）を選択してもよい（共用部にある浴室等）。

③：室面積

- ・ 各室の床面積を数値で入力する。単位は㎡である。
- ・ 小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位までの数値を入力することを基本とする（各行政庁等における建築基準法上の床面積の取扱いに揃えることを基本とする）。
- ・ 室面積は基準一次エネルギー消費量の算出に使われる重要な数値であるため、正確に算出すること。
- ・ 庇下部に付いている照明設備を評価する場合は、庇部分の水平投影面積を室面積として入力する。

④：階高

- ・ 各室の階高を数値で入力する。小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位の数値まで記入する。単位は m である。
- ・ 同一の室で階高が異なる場合は、最も大きい階高を入力する。

⑤：天井高

- ・ 各室の天井高を数値で入力する。小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位の数値まで記入する。単位は m である。
- ・ 同一の室で天井高が異なる場合は、最も大きい天井高を入力する。

⑥：空調計算対象室、換気計算対象室、照明計算対象室、給湯計算対象室

- ・ 設備図より空調、換気、照明、給湯、エネルギー消費量計算の対象室かを判断し、計算対象となる室は「■」を入力する。
- ・ 給湯については、「給湯設備が設置される室」ではなく、「湯を利用する可能性がある人が存在する室」を選択する。

⑦：モデル建物

- ・ エネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）の入力情報から、モデル建物法入力支援ツールの入力シートに変換する際に必要となる項目である（変換プログラムは今後公開予定）。
- ・ 各室が、どのモデル建物に属するかを選択する。
- ・ モデル建物の選択方法等については、モデル建物法入力支援ツールのマニュアルを参照のこと。

⑧：備考

- ・ 入力時のメモ欄であり、計算には使用されないため入力は任意である。
- ・ 設計図（意匠図等）の図面番号などを記入しておくことを推奨する。

表 1-2-1 建物用途・室用途の一覧（事務所等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
事務所等	事務室		●		●	○
	電子計算機器事務室	電算事務室	●		●	○
	会議室		●		●	○
	喫茶室		○		○	●
	社員食堂		○		○	●
	中央監視室		○		○	○
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	廊下		○		○	
	ロビー		○		○	○
	便所		○	○	○	
	喫煙室		○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-2 建物用途・室用途の一覧（ホテル等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
ホテル等	客室		●		●	○
	客室内の浴室等	客室内浴室等	○	○	○	○
	終日利用されるフロント	フロント(終日)	○		○	
	終日利用される事務室	事務室(終日)	○		○	○
	終日利用される廊下	廊下(終日)	○		○	
	終日利用されるロビー	ロビー(終日)	○		○	○
	終日利用される共用部の便所	便所(終日)	○	○	○	
	終日利用される喫煙室	喫煙室(終日)	○	○	○	
	宴会場		●		●	○
	会議室		●		●	○
	結婚式場		○		○	○
	レストラン		○		○	●
	ラウンジ		○		○	○
	バー		○		○	○
	店舗		○		○	○
	社員食堂		○		○	●
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	日中のみ利用されるフロント	フロント(日中)	○		○	
	日中のみ利用される事務室	事務室(日中)	○		○	○
	日中のみ利用される廊下	廊下(日中)	○		○	
	日中のみ利用されるロビー	ロビー(日中)	○		○	○
	日中のみ利用される共用部の便所	便所(日中)	○	○	○	
	日中のみ利用される喫煙室	喫煙室(日中)	○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-3 建物用途・室用途の一覧（病院等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
病院等	病室		●		●	●
	浴室等		○	●	○	●
	看護職員室		○		○	○
	終日利用される廊下	廊下(終日)	○		○	
	終日利用されるロビー	ロビー(終日)	○		○	○
	終日利用される共用部の便所	便所(終日)	○	○	○	
	終日利用される喫煙室	喫煙室(終日)	○	○	○	
	診察室		●		●	○
	待合室		●		●	○
	手術室		○		○	○
	検査室		○		○	○
	集中治療室		○		○	○
	解剖室等		○		○	○
	レストラン		○		○	●
	事務室		○		○	○
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	日中のみ利用される廊下	廊下(日中)	○		○	
	日中のみ利用されるロビー	ロビー(日中)	○		○	○
	日中のみ利用される共用部の便所	便所(日中)	○	○	○	
	日中のみ利用される喫煙室	喫煙室(日中)	○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-4 建物用途・室用途の一覧（物販店舗等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
物販店舗等	大型店の売場	大型店売場	●		●	○
	専門店の売場	専門店売場	●		●	○
	スーパーマーケットの売場	スーパー売場	●		●	○
	荷さばき場		○		○	○
	事務室		○		○	○
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	ロビー		○		○	○
	便所		○	○	○	
	喫煙室		○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-5 建物用途・室用途の一覧（学校等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
学校等	小中学校の教室	小中学校教室	●		●	●
	高等学校の教室	高校教室	●		●	○
	職員室		●		●	○
	小中学校又は高等学校の食堂	小中高校食堂	○		○	●
	大学の教室	大学教室	●		●	○
	大学の食堂	大学食堂	○		○	●
	事務室		●		●	○
	研究室		●		●	○
	電子計算機器演習室	コンピュータ室	●		●	○
	実験室		●		●	○
	実習室		●		●	○
	講堂又は体育館	講堂・体育館	●		●	○
	宿直室		○	○	○	●
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	廊下		○		○	
	ロビー		○		○	○
	便所		○	○	○	
	喫煙室		○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-6 建物用途・室用途の一覧（飲食店等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
飲食店等	レストランの客室	レストラン客室	●		●	●
	軽食店の客室	軽食店客室	●		●	●
	喫茶店の客室	喫茶店客室	●		●	●
	バー		●		●	●
	フロント		○		○	
	事務室		○		○	○
	更衣室又は倉庫	更衣室・倉庫	○	○	○	●
	廊下		○		○	
	ロビー		○		○	○
	便所		○	○	○	
	喫煙室		○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-7 建物用途・室用途の一覧（集会所等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
集会所等	アスレチック場の運動室	アスレチック場運動室	●	●	●	●
	アスレチック場のロビー	アスレチック場ロビー	○		○	○
	アスレチック場の便所	アスレチック場便所	○	○	○	
	アスレチック場の喫煙室	アスレチック場喫煙室	○	○	○	
	公式競技用スケート場	スケート場(公式)	●	●	●	●
	公式競技用体育館	体育館(公式)	●	●	●	●
	一般競技用スケート場	スケート場(一般)	●	●	●	●
	一般競技用体育館	体育館(一般)	●	●	●	●
	レクリエーション用スケート場	スケート場(レク)	●	●	●	●
	レクリエーション用体育館	体育館(レク)	●	●	●	●
	競技場の客席	競技場応援席	●		●	●
	競技場のロビー	競技場ロビー	○		○	○
	競技場の便所	競技場便所	○	○	○	
	競技場の喫煙室	競技場喫煙室	○	○	○	
	公衆浴場の浴室	公衆浴場浴室	●	●	●	●
	公衆浴場の脱衣所	公衆浴場脱衣室	●	●	●	●
	公衆浴場の休憩室	公衆浴場休憩室	●	●	●	●
	公衆浴場のロビー	公衆浴場ロビー	○		○	○
	公衆浴場の便所	公衆浴場便所	○	○	○	
	公衆浴場の喫煙室	公衆浴場喫煙室	○	○	○	
	映画館の客席	映画館観客席	●		●	●
	映画館のロビー	映画館ロビー	○		○	○
	映画館の便所	映画館便所	○	○	○	
	映画館の喫煙室	映画館喫煙室	○	○	○	
	図書館の図書室	図書館図書室	●		●	●
	図書館のロビー	図書館ロビー	○		○	○
	図書館の便所	図書館便所	○	○	○	
	図書館の喫煙室	図書館喫煙室	○	○	○	
	博物館の展示室	博物館展示室	●		●	●
	博物館のロビー	博物館ロビー	○		○	○
	博物館の便所	博物館便所	○	○	○	
	博物館の喫煙室	博物館喫煙室	○	○	○	
	劇場の楽屋	劇場楽屋	●		●	●

表 1-2-7 建物用途・室用途の一覧（集会所等）（続き）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
	劇場の舞台	劇場舞台	●		●	●
	劇場の客席	劇場観客席	●		●	●
	劇場のロビー	劇場ロビー	○		○	○
	劇場の便所	劇場便所	○	○	○	
	劇場の喫煙室	劇場喫煙室	○	○	○	
	カラオケボックス		●	●	●	●
	ボーリング場		●	●	●	●
	ぱちんこ屋	パチンコ屋	●	●	●	●
	競馬場又は競輪場の客席	競馬競輪場観客席	●		●	●
	競馬場又は競輪場の券売場	競馬競輪場券売場	●		●	
	競馬場又は競輪場の店舗	競馬競輪場店舗	●		●	
	競馬場又は競輪場のロビー	競馬競輪場ロビー	○		○	○
	競馬場又は競輪場の便所	競馬競輪場便所	○	○	○	
	競馬場又は競輪場の喫煙室	競馬競輪場喫煙室	○	○	○	
	社寺の本殿	社寺本殿	●		●	●
	社寺のロビー	社寺ロビー	○		○	○
	社寺の便所	社寺便所	○	○	○	
	社寺の喫煙室	社寺喫煙室	○	○	○	
	厨房			●	○	
	屋内駐車場			●	○	
	機械室			●	○	
	電気室			●	○	
	湯沸室等			○	○	
	食品庫等			○	○	
	印刷室等			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-8 建物用途・室用途の一覧（工場等）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
工場等	倉庫				○	
	屋外駐車場又は駐輪場	屋外駐車駐輪場			○	

※ ●○は各設備の計算対象室用途、●は後述する主要室入力法において必ず主要室とする室用途

表 1-2-9 建物用途・室用途の一覧（共同住宅共用部）

建物用途	室用途名称		空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
	告示上の名称	略称	対象室	対象室	対象室	対象室
共同住宅	屋内廊下		○		○	
	屋外廊下				○	
	ロビー		○		○	
	管理人室		○		○	○
	集会室		○		○	○
	屋内駐車場			○	○	
	機械室			○	○	
	電気室			○	○	
	廃棄物保管場所等	ごみ置場等		○	○	

※ ○は各設備の計算対象室用途

3. 「他人から供給された熱」の一次エネルギー換算係数

「他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）」の一次エネルギー換算係数については、省エネルギー基準の告示別表第 1 において表 1-3-1 のように規定されており、算出の根拠を明確に示すことができれば、任意の換算係数を使用してもよいとされている。

表 1-3-1 他人から供給された熱の一次エネルギー換算係数（告示別表第 1）

他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき 1.36 キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
--------------------------	--

ここでは、「他人から供給された熱」の一次エネルギー換算係数の算出根拠資料の例を 2 つ示す。なお、いずれの場合においても、当該建築物の確認申請（適合性判定）時に提出された根拠資料に記載された一次エネルギー換算係数は、当該建築物の完了検査が終了するまでは有効であるとする。

1) 熱供給事業便覧（一般社団法人日本熱供給事業協会）の公表データを用いる方法

熱供給事業便覧では、熱供給事業者ごとに販売熱量及び原・燃料使用量が公表されている。確認申請時点で最新版の熱供給事業便覧に記載されている値を利用して係数を算出する。

（算出方法の例）

熱供給事業便覧の「2. 熱供給事業者の概要/（2）熱供給区域別の概要/①供給区域概要」に記載されている「販売熱量（GJ）」と「原・燃料使用量」より算出する（表 1-3-2）。なお、「原・燃料使用量」における「合計」欄の数値は、電力消費量を二次エネルギー換算して合計した値であるため、別途「原・燃料使用量の各エネルギーを一次エネルギー換算して合計した値」を求める必要がある。

一次エネルギー換算係数 =

「原・燃料使用量の各エネルギーを一次エネルギー換算して合計した値」/「販売熱量」

表 1-3-2 「原・燃料使用量の各エネルギーを一次エネルギー換算して合計した値」の算出例

	ガス	LPG	石炭	灯油	重油	再生油	購入排熱	電力	その他	合計
熱供給事業便覧に記載されている原・燃料使用量	2500	0	0	150	0	0	0	500	0	
	[1000m ³]	[t]	[t]	[kℓ]	[kℓ]	[kℓ]	[GJ]	[1000kWh]	[GJ]	
一次エネルギー換算した「原・燃料使用量」[GJ]	112500	0	0	5.55	0	0	0	4878	0	117383.55
	=(2500*1000)*4 5/1000			=150*37/1000				=500*1000*9.76 /1000		

※ 各原・燃料の一次エネルギー換算係数を次のように想定（ガス 45.0MJ/m³、灯油 37.0MJ/ℓ、電気 9.760 MJ/kWh）

2) 条例等に基づいて行政庁により公表されているデータを用いる方法

例えば、東京都であれば、次のページで「地域エネルギー供給実績報告書」が公表されている。

http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/yukoriyou/area_select.html

この「地域エネルギー供給実績報告書」における「7. 供給したエネルギーの効率の値及び評価」の「熱のエネルギー効率」の値を用いることとする。なお、条例等に基づき新設・改修予定の地域冷暖房施設の熱エネルギー効率の計画値を公表している場合は、その値を使っても良いこととする。

4. 主要室入力法

標準入力法では、全ての室及び設備についてその一次エネルギー消費量を算出することが求められるが、例えば、建物の主たる用途ではない面積の小さい室については、この室にある設備のエネルギー消費量が建物全体のエネルギー消費量に占める割合は非常に小さいため、一次エネルギー消費量の算出結果には殆ど影響を与えない。そこで、このようなエネルギー消費量が小さいと予想される室及び設備に関する計算を省力化することで、一次エネルギー消費量の評価及びその審査に要する労力を軽減することを目的として「主要室入力法」を設ける。なお、共同住宅共用部の評価には主要室入力法は適用できないものとする。

(1). 主要室入力法の概要

主要室入力法では、計算対象室を「主要室」と「非主要室」に分け、「主要室」については標準入力法と同じ方法で室や設備の仕様をすべて入力し、「非主要室」についてはその室の床面積のみを入力する。つまり「非主要室」については外皮や設備の仕様を入力する必要はない。各室を「非主要室」として良いかどうかは「主要室選定条件」に則って判断することになる。なお、各室を「主要室」とするか「非主要室」とするかは、設備毎に判断することができ、同じ室について、例えば空気調和設備では「主要室」、照明設備では「非主要室」とすることも可能である。主要室入力法が適用できるのは空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備であり、昇降機及びエネルギー利用効率化設備については室単位ではなく建物単位で評価を行うため、主要室入力法は適用できない。

「非主要室」については、各設備の基準一次エネルギー消費量を算出した際の設備仕様（以下「基準設定仕様」とする。）よりもやや性能が劣る設備（以下「非主要室想定設備」という。）が導入されるとして、プログラム内部で自動的に設計一次エネルギー消費量が算出される。従って、「非主要室」については基準一次エネルギー消費量よりも設計一次エネルギー消費量の方が必ず大きくなるので、主要室入力法で標準入力法と同じ結果を得るためには、標準入力法による場合よりも「主要室」に設置される設備の性能をあげなければいけない。

(2). 主要室入力法による評価の流れ

主要室入力法による評価は次の手順で行う。作業の流れを図 1-4-1 に示す。

- 1) 「主要室選定条件」に基づき、各設備の計算対象となる室を「主要室」と「非主要室」に分ける。
 - ・ 主要室選定条件については次節で詳細に説明するが、「a) 室用途の条件」、「b) 床面積の条件」、「c) 設備系統の条件」の 3 つの条件があり、いずれかの条件に当てはまる室は「主要室」としなければならない。
 - ・ 各設備の計算対象室について、「主要室」の合計床面積は、標準入力法による場合の計算対象室の合計床面積の 50% 以上であることが求められる。つまり、各設備について、本来の計算対象床面積の少なくとも半分以上は、導入される設備の仕様を詳細に入力して一次エネルギー消費量を算出しなければいけない。「主要室」の合計床面積がこの条件を満たさない場合は、当該条件が満たされるまで、「主要室選定条件」に合致しない室についても「主要室」としなければならない。ただし、厳密

に 50%以上かどうかを確認する必要はなく、図面等でおおよそ過半の室が「主要室」として計算されていることが確認できれば問題はないものとする。

2) エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）の「外皮・設備仕様入力シート」を作成する。

- ・ 「主要室」については、標準入力法と同様に、各室の建物用途、室用途、床面積等及び導入される設備の仕様を入力する。
- ・ 「非主要室」については、その室の建物用途と床面積のみを入力し、室用途には「非主要室」と入力する。設備の仕様については入力する必要はない。なお、「非主要室」の床面積は、複数の非主要室の面積を合計して入力しても問題はないが（複数の「非主要室」を纏めたものを「非主要室区画」とする。）、審査者による図面との照合作業の負荷軽減のためにも、少なくともフロア単位では区画を分けて入力することを推奨する。

(3). 主要室選定条件

次の a) ～c) の 3 つの条件のいずれかに当てはまる室は必ず「主要室」とする。ただし、各設備の主要室の合計床面積は各設備の計算対象室の合計床面積のおおよそ過半であることが求められる。

a) 室用途の条件

- ・ 「表 1-2-1 建物用途別・設備別の主要室定義表：事務所等」～「表 1-2-8 建物用途別・設備別の主要室定義表：工場等」で「主要室（●）」と定義されている用途の室は「主要室」とする。

b) 床面積の条件

- ・ 床面積が 100 m²以上の室は「主要室」とする。

c) 設備系統の条件

- ・ 条件 a)、b) に該当して「主要室」と判断された室と同一の設備系統（空調系統、換気系統、照明区画、給湯系統）に属する室は「主要室」とする（図 1-4-2 を参照）。

なお、主要室とする条件 a) ～c) のいずれかに当てはまる室であっても、計算対象とする設備がない室は計算に含める必要はない。例えば、事務所等の会議室は a) の条件により「主要室」となるが、評価対象建物の会議室に空調設備が設置されない場合は、計算の対象とはならない。

【STEP0 各設備毎に計算対象室の選定】

STEP0-1 一次エネルギー消費量の計算対象となる室を図面上で明らかにする。

STEP0-2 一次エネルギー消費量の計算対象となる室の合計床面積を算出する。

【STEP1 各設備毎に「主要室」を選定】

STEP1-1 次の主要室選定条件 a)～c) のいずれかに該当する室を「主要室」とする。

a) 表1.2-1～8で「主要室」と定義されている室用途に該当する室は「主要室」とする。(室用途の条件)

b) 面積が100m²以上の室は「主要室」とする。(床面積の条件)

c) 上記a)、b)で選定した「主要室」と同一の設備系統に属する室は「主要室」とする。(設備系統の条件)

STEP1-2 選定した「主要室」の合計床面積が、計算対象室全体の床面積の50%以上であることを確認する。

1) STEP1-1で「主要室」とした室の合計床面積を算出する。

2) 上記1)で算出した床面積とSTEP0-2で算出した計算対象室全体の床面積を比較する。

- ・前者が後者の50%未満であればSTEP1-3へ
- ・前者が後者の50%以上であればSTEP2へ

STEP1-3 「主要室」を追加する。

1) STEP1-1で「主要室」とならなかった室のうちのいくつかを「主要室」として選定

2) STEP1-2へ戻る。

【STEP2 設備仕様入力シート作成】

STEP2-1 STEP1で選定した「主要室」について、標準入力法と同様に設備仕様入力シートを作成する。

STEP2-2 STEP1で選定した「非主要室」について、次に示す項目を設備仕様入力シートに記入する。

- ・様式1-1.(共通条件)室仕様入力シート【①階、室名 ②建物用途、室用途 ③室面積 ④計算対象室】
- ・様式2-1.(空調)空調ゾーン入力シート【①階、室名、建物用途、室用途、室面積】
- ・様式3-1.(換気)換気対象室入力シート【①階、室名、建物用途、室用途、室面積】
- ・様式4-1.(照明)照明入力シート【①階、室名、建物用途、室用途、室面積】
- ・様式5-1.(給湯)給湯対象室入力シート【①階、室名、建物用途、室用途、室面積】

※ 室用途には「非主要室」と入力する。

【STEP3 一次エネルギー消費量算定プログラム】

STEP3-1 設備仕様入力シートをCSVファイルに変換し、一次エネルギー消費量算定用WEBプログラムへアップロードする。

図 1-4-1 主要室入力法による評価の流れ

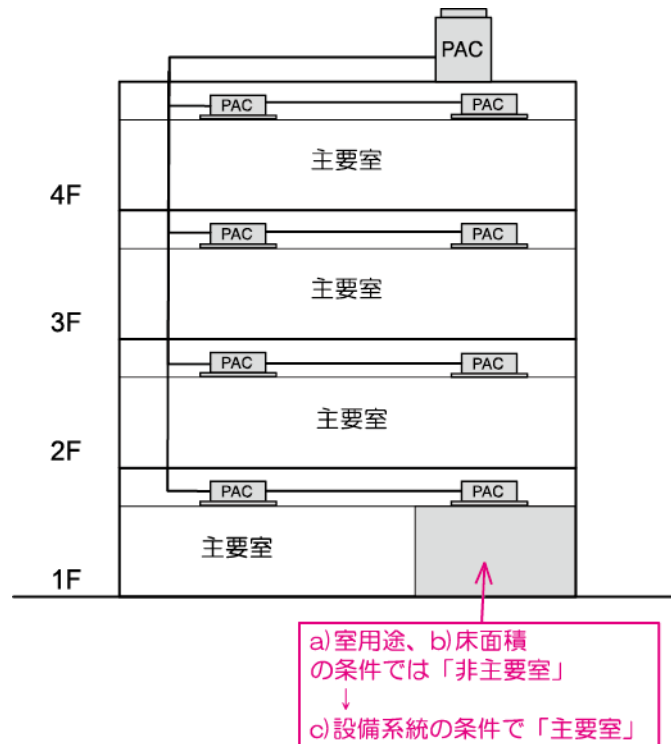


図 1-4-2 空気調和設備の場合の同一の設備系統の例
(1F 右側の灰色部分は、他の「主要室」と同じ熱源系統 PAC に属しているので「主要室」)

(4)．主要室入力法による一次エネルギー消費量算定ロジックの概要

主要室入力法を適用した場合の一次エネルギー消費量算定ロジックの概要を示す。まず、主要室入力法を適用した場合の設計一次エネルギー消費量は次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{設計一次エネルギー消費量} &= \\ &\text{主要室の設計一次エネルギー消費量} + \text{非主要室の設計一次エネルギー消費量} \end{aligned}$$

「主要室の設計一次エネルギー消費量」は、標準入力法によって算出される設計一次エネルギー消費量と同じである。一方、「非主要室の設計一次エネルギー消費量」は次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{非主要室の設計一次エネルギー消費量} &= \\ &\text{非主要室の基準一次エネルギー消費量原単位} \times \text{非主要室床面積} \times \text{割増係数} \end{aligned}$$

「非主要室の基準一次エネルギー消費量原単位」は、各設備について建物用途毎に非主要室の室用途を表 1-4-1 のように想定し、この室用途の基準一次エネルギー消費量原単位を用いる。「割増係数」は表 1-4-1 に示すとおりであり、非主要室に導入される設備（非主要室想定設備）の仕様は、平成 28 年基準の基準一次エネルギー消費量を算出する際に想定した仕様（基準設定仕様）よりも、この割増係数の分だけ悪いものとなる。つまり、空気調和設備、機械換気設備、照明設備については基準設定仕様よりも 30%性能が劣る機器が導入されると想定している。なお、給湯設備については他の設備よりも割増係数が大きい。これは、基準設定仕様は中央式熱源のボイラーを、非主要室想定設備の仕様は電気温水器を想定しているためである。

主要室入力法を適用した場合の基準一次エネルギー消費量は次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{基準一次エネルギー消費量} &= \\ &\text{主要室の基準一次エネルギー消費量} + \text{非主要室の基準一次エネルギー消費量} \end{aligned}$$

「主要室の基準一次エネルギー消費量」は、標準入力法によって算出される基準一次エネルギー消費量と同じである。一方、「非主要室の基準一次エネルギー消費量」は次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{非主要室の基準一次エネルギー消費量} &= \\ &\text{非主要室の基準一次エネルギー消費量原単位} \times \text{非主要室床面} \end{aligned}$$

表 1-4-1 設計一次エネルギー消費量算出時に想定する室用途と割増係数

	空調設備		換気設備		照明設備		給湯設備	
	想定室用途	割増係数	想定室用途	割増係数	想定室用途	割増係数	想定室用途	割増係数
事務所等	更衣室又は倉庫	1.3	便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
ホテル等	更衣室又は倉庫	1.3	終日利用される共用部の便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
病院等	更衣室又は倉庫	1.3	終日利用される共用部の便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
物販店舗等	更衣室又は倉庫	1.3	便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
学校等	更衣室又は倉庫	1.3	便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
飲食店等	更衣室又は倉庫	1.3	便所	1.3	更衣室又は倉庫	1.3	更衣室又は倉庫	3.0
集会所等	アスレチック場の便所	1.3	アスレチック場の便所	1.3	アスレチック場の便所	1.3	図書館のロビー	3.0

5. 既存部分の評価

既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定においては、既存部分の BEI は、当分の間、デフォルト値として 1.2 と設定可能とし、建築物全体の BEI は、既存部分の BEI と増改築部分の BEI の面積按分で算出可能とされている。エネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）においては、既存部分の面積を次のように入力することにより、建築物全体の BEI を自動的に算出することができる（図 1-5-1）。

- ①：階、室名
 - ・ 任意の名称を入力する。
- ②：建物用途、室用途
 - ・ 建物用途に「既存部分」と入力する。室用途は空欄とする。
- ③：室面積
 - ・ 既存部分の床面積を入力する。
- ④：階高
 - ・ 空欄とする。
- ⑤：天井高
 - ・ 空欄とする。
- ⑥：空調計算対象室、換気計算対象室、照明計算対象室、給湯計算対象室
 - ・ 空欄とする。
- ⑦：モデル建物
 - ・ 空欄とする。

様式 1. (共通)室仕様入力シート

①	①	②	②	③	④	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	⑧
階	室名	建物用途 (選択)	室用途 (選択)	室面積 [㎡]	階高 [m]	天井高 [m]	空調計算対象室 (選択)	換気計算対象室 (選択)	照明計算対象室 (選択)	給湯計算対象室 (選択)	モデル建物	備考
1F	事務室1	事務所等	事務室	352.5	5	2.6	■		■	■	事務所モデル	
1F	事務室2	事務所等	事務室	252	5	2.6	■		■	■	事務所モデル	
2F	事務室1	事務所等	事務室	597	4	2.6	■		■	■	事務所モデル	
2F	事務室2	事務所等	事務室	499.5	4	2.6	■		■	■	事務所モデル	
EX	既存事務所棟	既存部分		2100								

図 1-5-1 既存部分の入力

